

有田市妊産婦健康診査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第21号

有田市妊産婦健康診査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

有田市妊産婦健康診査費助成事業実施要綱（平成21年訓令第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「有田市妊産婦健康診査費」を「有田市妊産婦・乳児健康診査費」に改める。

第 1 条中「妊産婦の健康管理」を「妊産婦及び乳児の健康管理」に、「妊産婦健康診査」を「妊産婦・乳児健康診査（以下「健診」という。）」に改める。

第 2 条中「妊産婦健康診査受診」を「健診の受診」に、「有する妊産婦」を「有する妊産婦及び乳児」に改める。

第 3 条第 1 項中「妊産婦健康診査」を「健診」に改め、同条第 2 項中「妊産婦健康診査費」を「健診費用」に、同条第 3 項各号中「妊産婦健康診査」を「健診」に改め、同条第 4 項中「妊産婦健康診査費」を「健診費用」に改める。

第 4 条第 1 項中「配偶者」の次に「若しくは保護者」を加え、同条第 2 項中「有田市妊産婦健康診査費助成申請書」を「有田市妊産婦・乳児健康診査費助成申請書兼請求書」に改め、「以後」の次に「、出産後に受診した健診の場合は受診後」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者が乳児の場合は、第 1 号の書類を省略することができる。

第 4 条第 2 項第 1 号中「妊産婦健康診査費支払証明書」を「妊産婦・乳児健康診査費支払証明書」に改め、同項第 2 号中「妊産婦健康診査費」を「健診費用」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

（3） その他市長が必要と認める書類

第 4 条第 3 項を次のように改める。

3 前項の申請は、助成対象者が妊産婦の場合は 1 回の妊娠につき 1 回のみ行うことができるものとし、妊娠の届出を行った日の 1 年後の日の属する年度の末日までに、助成対象者が乳児の場合は乳児 1 人につき 1 回のみ行うことができるものとし、出生の日の 1 年後の日の属する年度の末日までに行わなければならない。

第 5 条第 1 項中「有田市妊産婦健康診査費助成事業助成金交付決定通知書」を「有田市妊産婦・乳児健康診査費助成事業助成金交付決定通知書」に改め、同条第 2 項中「有田市妊産婦健康診査費助成事業助成金不交付決定通知書」を「有田市妊産婦・乳児健康診査費助成事

業助成金不交付決定通知書」に改める。

別表23の項中「妊産婦健康診査」を「妊産婦・乳児健康診査」に改め、同項を同表25の項とし、同表22の項の次に次の2項を加える。

23 新生児聴覚検査

24 1か月児健康診査

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

有田市妊産婦・乳児健康診査費助成申請書兼請求書

申請日 年 月 日

（宛先）有田市長

次の事項に同意の上、関係書類を添えて申請及び請求します。

・市が助成決定の際、住民基本台帳の閲覧や、医療機関への支払い内容を確認することに同意します。

1. 申請・請求者

フリガナ			生年月日	日中連絡先
氏 名 (署名)			年 月 日	- -
助成対象者 との関係	本人 ・ 配偶者 ・ 保護者			
現住所	〒			
助成対象者 (受診者)	氏 名	生年月日	妊娠届出日	
	(妊産婦)	年 月 日	年 月 日	
	(乳児)	年 月 日		
	(乳児)	年 月 日		
受診医療機関	(妊産婦)			
	(乳児)			
その他				

2. 申請額・決定額

受診に要した費用 (領収書の額)	申請額	決定額（請求額） ※市記入欄
円	円	円

3. 振込口座（申請・請求者の口座を記入してください）

金融 機関	銀 行 信用金庫 ()	支 店 名	本店(所) 支店(所) ()	1 普通 2 当座 ()
口座名義 (カタカナ)			口座 番号	

注 申請・請求書には、助成対象者（受診者）又はその配偶者の氏名を記載してください。

別記第2号様式（第4条関係）

妊産婦・乳児健康診査費支払証明書

（あて先）有田市長

年 月 日

（医療機関又は助産所）

所在地

名 称

代表者氏名

印

受診者の氏名		生年月日	住所
妊産婦		年 月 日	
乳児		年 月 日	
乳児		年 月 日	

健康診査内容	受診費用 (円) (A)	助成 上限額 (B)	受診年月日	自己負担額 (A - B)
第1回（8週前診）		15,700円	年 月 日	
第2回（12週前診）		3,200円	年 月 日	
第3回（18週前診）		3,200円	年 月 日	
第4回（20週前診）		3,200円	年 月 日	
第5回（24週前診）		6,600円	年 月 日	
第6回（28週前診）		3,200円	年 月 日	
第7回（28週前診）		3,200円	年 月 日	
第8回（30週前診）		6,100円	年 月 日	
第9回（32週前診）		3,200円	年 月 日	
第10回（34週前診）		3,200円	年 月 日	
第11回（36週前診）		6,100円	年 月 日	
第12回（37週前診）		3,200円	年 月 日	
第13回（38週前診）		3,200円	年 月 日	
第14回（39週前診）		3,200円	年 月 日	
超音波検査第1回		6,300円	年 月 日	
超音波検査第2回		6,300円	年 月 日	
超音波検査第3回		6,300円	年 月 日	
超音波検査第4回		6,300円	年 月 日	
超音波検査第5回（有田市補助費）		6,000円	年 月 日	
超音波検査第6回（有田市補助費）		6,000円	年 月 日	
HIV抗体価検査		2,100円	年 月 日	
風疹ウイルス抗体価検査				
GBS検査		3,400円	年 月 日	
性器クラミジア検査		3,900円	年 月 日	
HTLV-1抗体検査		2,300円	年 月 日	
産前検診第1回（2週間前診）		6,000円	年 月 日	
産前検診第2回（1ヶ月前診）		6,000円	年 月 日	
多胎妊娠検診（追加1回分）		6,000円	年 月 日	
多胎妊娠検診（追加2回分）		6,000円	年 月 日	
多胎妊娠検診（追加3回分）		6,000円	年 月 日	
多胎妊娠検診（追加4回分）		6,000円	年 月 日	
多胎妊娠検診（追加5回分）		6,000円	年 月 日	
新生児聴覚検査		6,000円	年 月 日	
1か月児健康診査		6,000円	年 月 日	

次のとおり妊産婦・乳児健康診査費用を徴収したことを証明します。

別記第3号様式（第5条関係）

妊産婦・乳児健康診査費助成事業助成金交付決定通知書

番 号

有田市妊産婦・乳児健康診査費助成事業実施要綱第4条の規定に基づき申請のあった妊産婦・乳児健康診査費助成事業助成金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

有田市長 ☐

- 1 助成額： _____ 円
- 2 氏 名： _____
- 3 住 所： _____
- 4 申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 助成金の返還条件

第6条に該当することとなった場合は、直ちに助成金を返還すること。

別記第4号様式（第5条関係）

妊産婦・乳児健康診査費助成事業助成金不交付決定通知書

番 号

有田市妊産婦・乳児健康診査費助成事業実施要綱第4条の規定に基づき申請のあった妊産婦・乳児健康診査費助成事業助成金について、次のとおり不交付を決定したので通知します。

年 月 日

有田市長 印

- 1 不交付とした理由 _____ のため
- 2 氏 名： _____
- 3 住 所： _____
- 4 申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算した3か月以内に、有田市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、有田市を被告（有田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(有田市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の廃止)
- 2 有田市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱（平成31年訓令第28号）は、廃止する。ただし、施行の日以前に出生した乳児の新生児聴覚検査の助成については、なお従前の例による。